

(仮称) 西東京市公立保育園の民設民営化計画

I 基本的事項 (現行計画 1～2 ページ) 【新規記述】・【時点更新】

1 計画改定の背景と目的

(1) 背景

令和元年 10 月に、待機児童対策や保育環境の整備・充実等を目的として「西東京市公設民営保育園の民設民営化計画」を策定している。この度、令和 6 年 3 月策定の「第 3 次基本構想・基本計画」における「学校を核としたまちづくり」の考え方を踏まえ、公設公営保育園の民設民営化の内容も含めた「(仮称) 西東京市公立保育園の民設民営化計画」へ改定する。

(2) 目的

公立保育園の民設民営化により、待機児童の解消及び施設改修等の財源の確保を引き続き目指していくとともに、中学校通学区域に 1 か所の基幹型保育園（地域子育て支援センター併設の公立保育園）を配置し、「西東京市公立保育園のあり方」として示された役割を果たす。

2 計画の位置づけ

「第 3 次基本構想・基本計画」、「第 5 次行財政改革大綱」、「公共施設等総合管理計画」を踏まえ改定、実施する。

3 計画の目標年度

令和 15 年度を目標年度とする。必要に応じて計画年度の見直し等を行う。

II 現状分析と効果検証 (現行計画 3～9 ページ) 【時点更新】

1 保育施設の現状

改定時点の施設種別ごとの保育施設数や利用定員数を示す。

2 待機児童対策の現状

過去 5 年程度の待機児童数の推移を示す。

3 認可保育所の運営が市財政に与える影響

認可保育所を運営するに当たっての国・都の財政支援の状況や、運営全体を通しての市の負担について説明し、財源確保の必要性を示す。

4 認可保育所の設置・運営主体による主な相違点

保育の利用調整、建物の所有状況、運営、運営費の負担に係る設置・運営主体による違いを示す。

5 効果検証

既に実施した公設民営保育園の民設民営化の効果検証を行う。

III 公立保育園の民設民営化による効果 (現行計画 10～11 ページ) 【時点更新】

1 民間事業者が得られる効果

国や都の保育士負担軽減事業等を活用し、更なる保育環境の整備・充実を図ることができる。

2 子どもたちや保護者が得られる効果

保育環境の整備・充実により、保育の質の向上が見込まれる。

3 財政効果の見込み

公設民営保育園 2 園の民設民営化及び基幹型保育園の適正配置に伴う公設公営保育園の民設民営化による財政効果を示す。

IV 民設民営化の実施と保育の質の確保 (現行計画 12～13 ページ) 【時点更新】

1 民設民営化を進めるに当たって

民設民営化の実施に当たっては、子どもの最善の利益や、保護者・職員の負担及び不安の軽減に十分配慮しながら進めていく。

2 公私連携型保育所制度の導入

公私連携型保育所制度の活用により、公立保育園として維持してきた保育理念や保育基準を維持できるよう配慮しながら民設民営化を実施する。

V 公立保育園の民設民営化の考え方

【新規記述】

1 各中学校通学区域における現状と課題

各中学校通学区域において現状が異なり、大別した課題は以下のとおりとなる。

|   | 中学校通学区域の現状          | 課題                           |
|---|---------------------|------------------------------|
| ① | 公設民営保育園のみ           | ・公設民営保育園の民設民営化<br>・基幹型保育園の配置 |
| ② | 基幹型保育園ではない公設公営保育園のみ | ・公設公営保育園に基幹型保育園の機能を持たせる      |
| ③ | 公設公営保育園の重複          | ・重複の解消                       |

※基幹型保育園が整備されていない中学校通学区域では、地域子育て支援センターを運営するための人材確保も課題

2 方針

- (1) 「西東京市公立保育園のあり方」として整理された役割等を踏まえつつ、学校施設の更新時期や関連計画に留意し、学校との複合化を基本に基幹型保育園の整備を図る。  
なお、複合化に時間を要する中学校通学区域は、複合化を待たず、暫定的に現在の公設公営保育園に地域子育て支援センターの機能を持たせることで、基幹型保育園として位置付ける（②のケースで検討）。
- (2) 公設公営保育園が重複する中学校通学区域においては、適正配置となるよう公設公営保育園の民設民営化等を検討する。（③のケースで検討）。

(仮称) 西東京市公立保育園の民設民営化計画（実施計画）

I 民設民営化実施園及び運営事業者の選定方法（現行計画 14～15 ページ）

【時点更新】

1 実施園の選定

運営の安定性、国・都補助金の処分制限期間や市債の償還期限等を総合的に考慮しつつ選定する。

2 運営事業者の選定方法

質の高い保育の提供と公平性を確保するため、園ごとに審査会を設置し、子どもにとっての最善の利益を考慮して慎重に審査を行う。

II 公設公営保育園の民設民営化の進め方

【新規記述】

1 段階的移行

公設公営保育園を民設民営化するに当たり、これまで公立保育園として維持してきた保育理念や保育基準を適切に引き継ぐため、公設民営保育園としての運営期間を経て民設民営保育園へ移行する。

2 周知及び保護者説明

公設公営保育園の民設民営化に当たっては、周知期間を設け、実施時期を決定・公表する。周知期間においては、入園案内冊子等で周知を行うほか、当該園の保護者を対象に、民設民営化に関しての情報不足が無いよう説明会を開催する。

3 引継ぎ

運営主体の変更に対して園児や保護者が抱く不安を最小限に抑えるため、新旧の運営主体が共同で保育を行う期間を設けるなど、丁寧な引継ぎを実施する。

III 財産の所有状況及び処分方法（現行計画 16～17 ページ）

【時点更新】

1 土地・建物の所有状況

公立保育園の土地・建物は、土地・建物共に市が所有しているもののほか、都から建物を借り受けているもの等が存在するため、各園の状況について整理する。

2 財産処分方法

市が所有している事業用資産（土地・建物・付属設備）及び物品については、他の民間保育施設との施設運営に係る公平性を考慮しつつ、民設民営化に当たって財産処分を行う。

IV 実施スケジュール

【時点更新】

民設民営化の実施時期及び園ごとの主なスケジュールを記載する。